

弘前市自治基本条例市民検討委員会会議録概要（第30回）			
日 時	平成26年7月28日（月）18時00分～20時01分		
場 所	弘前市役所5階入札室	傍聴者	4人
出席者 (18人)	委員 (11人)	佐藤三三委員長、佐藤淳委員長職務代理者、工藤委員、福士委員、清野委員 鹿内委員、阿部委員、島委員、蟻塚委員、村上委員、三橋委員	
	執行機関 (7人)	大澤課長、三上課長補佐、白戸主幹、櫻庭係長、対馬主査、阿保主事 斎藤主事	
	その他	一	

会議概要

1 開会

2 議事

(1) 自治基本条例素案について

【結論（審議方法）】

- 最終報告書の内容が条例素案（案）に反映されているかを確認。
- 条例素案（案）から条例素案の修正について問題がないか、条例素案の内容でいいか議論。

【題名】

最終報告書⇒条例素案（案）⇒条例素案

- 変更なし

【結論】

- 意見等なく、条例素案の内容で決定。

【目次】

最終報告書⇒条例素案（案）

- 目次を追加。（条文化にあたり、条文が30条以上になったため。）

条例素案（案）⇒条例素案

- 条文を1条追加したことによる修正。

【結論】

- 意見等なく、条例素案の内容で決定。

【前文】

最終報告書⇒条例素案（案）

- 変更なし。

条例素案（案）⇒条例素案

- 「議会及び執行機関」を「市」に変更。

(理由)

法務1：「市」を「議会及び執行機関」という意味だけでなく、「地方公共団体」の意味で用いている規定もあり、必ずしも一貫していないことから、その文言の不明確さを解消するため、定義に地方公共団体としての意味を追加し、関係部分の字句を整理したもの。

【議論】

- かえって分かりづらくなっている。「市」の意味が2種類になると、よほど知識がある人でないと判断できないのではないか。
- 今まで、市民、議会、執行機関が一緒になってまちづくりをしていくという前提で話をしてきたが、その変更だと、議会という言葉がいくつか無くなってしまう。定義を読めばいいのは、重々承知しているが、初めて読んだ人には分かりづらいと思う。

- ・「市」といったら議会はイメージしないので、表現の部分も大事にしてほしい。
- ・そうすれば、「市」の定義を「地方公共団体としての本市」とし、議会と執行機関はそのまま表現するはどうか。
- ・その表現の方が、今までの議論が形になると思う。

【結論】

- ・「市」の定義を「地方公共団体としての本市」のみとし、関係部分の字句を修正する。

【1条（目的）】

最終報告書⇒条例素案（案）⇒条例素案

- ・変更なし。

【結論】

- ・意見等なく、条例素案の内容で決定。

【2条（定義）】

最終報告書⇒条例素案（案）

- ・変更なし。

条例素案（案）⇒条例素案

- 変更点1：「まちづくり」の定義を新設。

(理由1)

まちづくりの定義が曖昧なので、しっかりと定義した方がいい旨の意見があつたため。

(理由2)

法務2：文言の不明確さを解消するとともに、他の条例・規則との整合性を図るため。

(理由3)

法務5：

前提：解釈

- ① 条例素案（案）は、まちづくりの基本で、市は、他の条例、規則等の制定、改廃等にあたり、この条例の趣旨を尊重するとしていることから、条例素案（案）にいうまちづくりは、広く市政を意味すると考えられる。
- ② 条例素案（案）は、協働によるまちづくりを基本理念とし、協働の主体は、市民等、議会、執行機関であり、市民等がまちづくりに参加することが前提とされている。
- ③ 市は、他の条例、規則の制定、改廃等に当たり、この条例の趣旨を尊重するとしていることから、個別に住民投票条例を制定するに際しては、この条例の趣旨（協働）の理念に基づき、住民投票の主体を「市民等」から大きく制限することが事実上困難といえる。

検証結果

上記の解釈により、在留外国人、未成年者及び市外在住者の住民投票（市政）への参加を認めるものとなっていることから、憲法や地方自治法等の法律の趣旨を損ないかねないため、次の対応により問題点を解消するもの。

対応1 まちづくりの定義を新設したもの

対応2 条例の位置付けの摘要除外規定を新設したもの

対応3 住民投票事項（市政に関する重要事項）等の修正

対応4 この条例の適用除外規定を新設したもの

【議論】

- ・今までの議論でも、まちづくりを規定しないと、いろいろな活動が入ってきてしまうと懸念する意見が多く、それを解決するために、除外規定を設けることはいいと思うが、条例の適用除外規定の公序良俗に関する条文（第4条第5条）は、突然に入っている気がする。

- ・現在も地方自治法などで、条例の制定改廃には外国人や小学生は排除される仕組みになっているが、なぜ新たに適用除外規定を設けるのか。
- ・自分たちは協働によりこのまちをよくしていこうという思いだが、いろいろな考えをもつた人がいるので、除く部分はしっかり除くという考え方だと思う。
- ・分かりにくくなってきたが、まちづくりという重要なキーワードが今まで定義されないまま議論してきたので定義したが、この内容でどうかという部分をまず議論してはどうか。
- ・条例や規則を作る際、自治基本条例を尊重しなければならないとなると、新たに作る条例等が懸念事項を排除しづらくなるので、今のうちに排除しておこうということである。
- ・まちづくりの定義は、参加するハードルが高い印象を受けた。みんなでやろうといつていりには、誇り、愛着心などの部分を越えないと参加してはいけないと読めてしまう。もう少しニュアンスが柔らかくなればいいと思う。
- ・誇りと愛着心を入れた理由は、何かしらの狙いがあって市政を動かす人を排除するためであって、決してハードルを高くするためではない。
- ・公共性や公共的という言葉で全て補えるのではないか。みんなの幸せのために活動することとして「公共」という言葉を一般的に使っている。
- ・私たちが積み重ねてきたものは、理想的で、こうなってほしいという思いを込めてきた。しかし、実際に条文化する際、不都合が生じるといけないので、懸念事項を排除し、きちんととした条例を作らないといけないという思いもある。
- ・まちづくりの定義に関しては、もう少し簡潔な表現でいいと思う。

【結論】

- ・まちづくりの定義を設けることはいいが、現在の表現だとハードルが高い印象を与えてしまうため、内容を修正する。
- 変更点2：「市民力」「学生力」「地域力」の定義を追加
 理由：最終報告書作成時は、解説に記載すればいいという結論だったが、執行機関で検討した結果、定義にあった方がいいという意味合いで定義に追加した。できるだけ分かりやすくしたいという思いで定義したもの

【議論】

- ・定義の中の「つながりを広げ」という言葉は、かえって縛りになる気がする。定義してしまうとつながらないといけないので、それでは個人で何かしたい思いは市民力にならないのかと思ってしまう。
- ・他の言葉の定義とは雰囲気が違い、違和感がある。
- ・市民力などの言葉が全国的に普及してきている中で定義することは、特定の意味で使っていこうということになると思う。
- ・市民力などの言葉は、定義しないと活動がばらばらになってしまったり、混乱が生じるというものではなく、むしろ定義しない方が自由な力を發揮できると思う。
- ・定義をしないということでいいと思うが、「実現に向けて協力して取り組む」という表現はいいと思うので、「まちづくり」の定義に生かせるならば生かしてほしい。

【結論】

- ・「市民力」「学生力」「地域力」は定義しないこととする。

3 その他

(1) 次回の会議内容について

【結論】

- ・次回は、8月11日（月）午後6時から、引き続き条例素案について議論する。

(2) その他

【結論】

・特になし